

福岡県公報

令和五年五月三十日
第四百一号
増刊①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(行財政支援課) ……………一

人事委員会

○特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和五年五月三十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

一 病院 福岡市(南区)の表中

夫婦石病院	〃	〃	大字松原字夫婦石八五三一九
白濱病院	〃	〃	日佐四・三九一二〇

を

夫婦石病院	〃	〃	大字松原字夫婦石八五三一九
-------	---	---	---------------

に改める。

一 病院 福岡市(城南区)の表中

医療法人和浩会安藤病院

〃

を

福岡みつき病院

〃

に改める。

二 老人ホームの表中

特別養護老人ホーム星寿園

〃

を

特別養護老人ホーム星寿園

〃

に、

サービス付き高齢者向け住宅桜Ⅱ
番館

〃

を

サービス付き高齢者向け住宅桜Ⅱ
番館

〃

に改める。

介護付き有料老人ホームやまぼうし

〃

人事委員会

特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年五月三十日

福岡県人事委員会委員長 山口幸雄

福岡県人事委員会規則第三十一号

特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の施行規則(令和二年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

- 一 新型コロナウイルス感染症（条例第三条第二項第一号に規定する新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第六項に規定する感染症（以下「五類感染症」という。）を除く。）をいう。以下同じ。）の軽症患者等（条例第三条第二項第一号に規定する軽症患者等（五類感染症に係るものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）の身体に直接接触して又はこれらの者に接して行う作業

附 則

この規則は、令和五年六月一日から施行する。